

東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

1 主旨

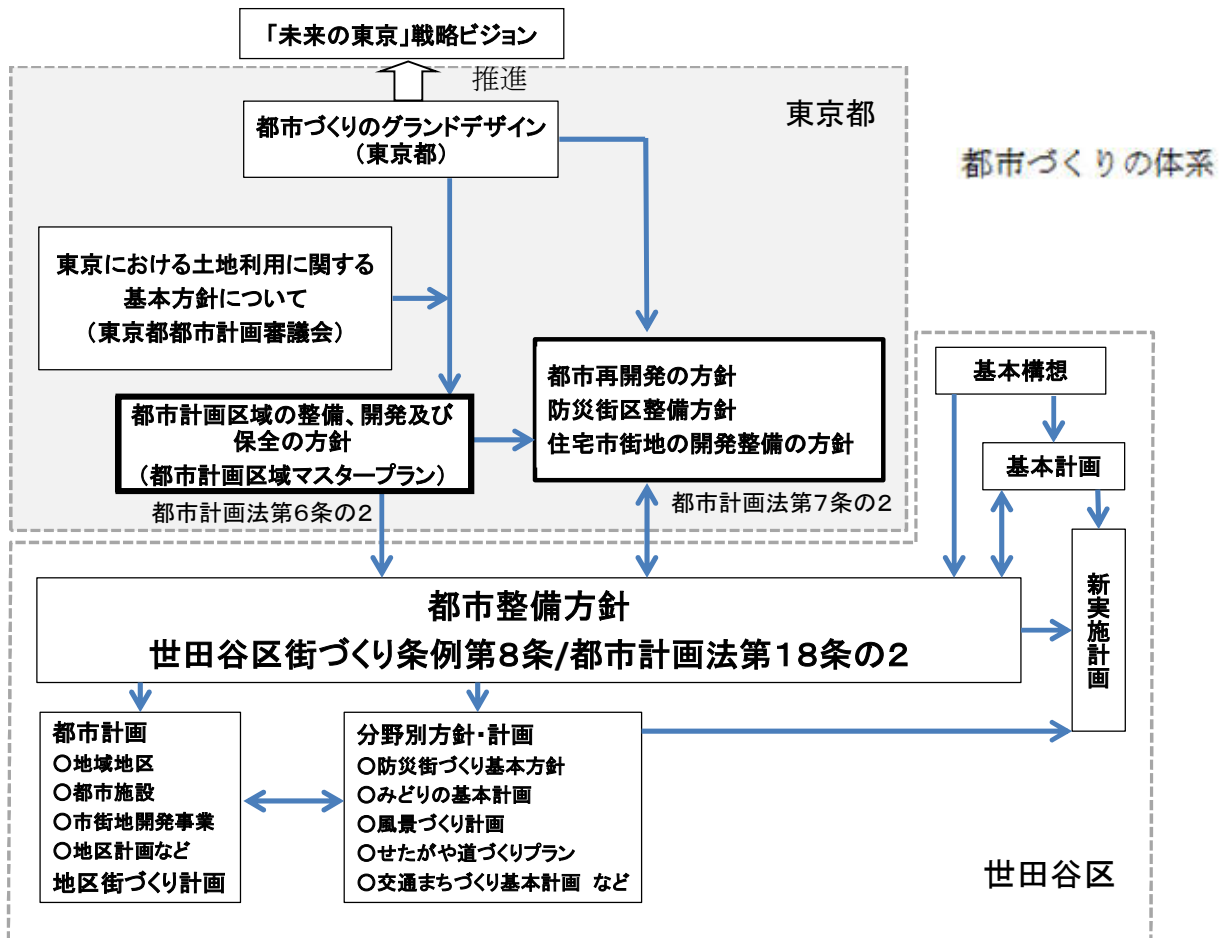
「東京都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下、「都市計画区域マスタープラン」という）は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第6条の2の規定に基づき、東京都が定める都市計画である。

このたび、平成29年に東京都が策定した「都市づくりのグランドデザイン」の内容を踏まえ、東京都において、都市計画区域マスタープランの変更原案を作成したので報告する。

2 位置づけ及び内容

都市計画区域マスタープランは、東京都が、市町村を超える広域的見地から、都市計画区域全域（東京都市計画区域は東京23区を対象とする）を対象として定める。

内容については、（1）都市計画の目標、（2）市街化区域および市街化調整区域の区分の方針、（3）主要な都市計画の決定の方針を定めるものである。



### 3 変更の目的等

現行の都市計画区域マスタープランは、平成26年12月、都市計画決定されている。今回の変更は、東京都が社会情勢の変化や国の動向を受けて策定した「未来の東京」戦略ビジョン（令和元年12月）や都市づくりのグランドデザインで示す都市像や将来像を実現するため、都市づくり関連の計画の改定等の一環として行うものである。

### 4 これまでの経過

令和2年

5月26日	東京都が原案について発表
5月27日	都市整備常任委員会にて口頭報告及び資料配布
7月1日～15日	原案の縦覧
7月27日	世田谷区都市計画審議会（報告）

### 5 今後のスケジュール（予定）

8月13日～26日	都市計画法第16条に基づく公聴会（東京都） ※特別区は20、21日が対象
10月	東京都が区に都市計画変更の案について意見照会
12月	都市整備常任委員会報告 都市計画法第17条に基づく案の縦覧
令和3年	
1月	世田谷区都市計画審議会付議 東京都へ意見回答
3月	都市計画決定・告示（東京都）